

「災害復旧ローン」(しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	「災害復旧ローン」(しんきん保証基金保証付)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満20歳以上で安定継続した収入がある方 ・ 当金庫の会員または当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方 ・ しんきん保証基金より指定された災害に遭われた方
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害において被害を受けられた方で生活再建にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 自宅の補修・修繕費用 ② 自動車の修理・買換費用 ③ 家具・家電等の修理・買換費用 ④ 申込人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金（①から③までのいずれかと合わせた申込に限る）
4. ご融資限度額	・ 500万円（1万円以上1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	・ 3か月以上10年以内
6. ご 融 資 利 率	・ 当金庫所定の利率によります（金利については窓口でお問い合わせください）
7. 保 証 料	・ 保証会社へ支払う保証料は、ご融資利息に含まれています
8. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等、元利均等割賦返済（ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です、なお元金返済の据置は6か月まで可能です ・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます
9. 担 保 ・ 保 証 人	・ しんきん保証基金が保証しますので必要ございません
10. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円（税込）がかかります ・ 約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円（税込）がかかります 詳しくは窓口でお問い合わせください
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス担当部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
12. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金は原則として購入先（支払先）等へ振り込みしていただきます ・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください、また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください